

元栃木会館敷地管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号。以下「規則」という。）第65条の規定に基づき、元栃木会館敷地（以下「敷地」という。）の管理上必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地 宇都宮市本町12番1号に所在する土地をいう。
- (2) 本庁 栃木県行政組織規程第3条に規定する本庁、栃木県企業局組織規定（以下「企業局組織規定」という。）第2条に規定する企業局本庁、並びに教育委員会事務局（教育事務所を除く。）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局及び警察本部をいう。
- (3) 課 規則第2条第2号に規定する課及び室、企業局組織規定第5条に規定する課、並びに人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。
- (4) 出先機関 規則第2条第3号に規定する公所及び企業局組織規定第5条に規定する出先機関をいう。

(人の出入りの制限)

第3条 敷地への人の出入りは、逆U字アーチ型車止め設置箇所とする。

- 2 敷地の外周部を囲むバリカー及びチェーンは、原則として解錠しない。ただし、敷地の管理運営上支障が生じた場合は、管財課長はその全部又は一部を解錠し、人を通行させることができる。

(利用形態)

第4条 敷地は、県民が自由に憩い、又は触れ合う場所として24時間毎日開放する。

(禁止行為)

第5条 敷地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 芝生又は附属施設をき損し又は汚損すること。
- (2) ゴミ、排泄物その他の汚物を投棄すること。
- (3) 露店、屋台店その他これらに類する店において物品の販売又は飲食物の提供をすることを業とする者がこれらの行為をすること。
- (4) 募金、署名活動をすること。
- (5) 喫煙をすること。
- (6) 正当な理由なく銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (7) 本格的な球技、バットやゴルフクラブ等による素振り等危険なこと。
- (8) ペットを手放しで散歩すること。
- (9) 凧、ラジコン飛行機、ヘリコプター、ドローン等を飛行させること。
- (10) 泥酔、粗野若しくは乱暴な言動等により、他の利用を妨げること。

- (11) 特定の宗教団体への勧誘又は宗教上の祝典、儀式、行事その他の宗教上の行為をすること。
- (12) 特定の政策、主義又は意見に賛成し又は反対する目的で弁論、集会及び示威をすること。
- (13) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがある行為をすること。
- (14) 上記のほか、敷地の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 敷地において、次の各号に掲げる行為は、第9条第1項又は第10条第1項に基づく手続きを経た場合のみ行うことができる。

- (1) 物品の販売、飲食物の提供その他これらに類する行為（前条第3号に掲げる行為を除く。）をすること。
- (2) 文書又は図書を掲示し、又は散布すること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 興行を行うこと。
- (6) 火気を使用すること。
- (7) 大声を上げ、又は拡声器、ラジオ等を使用すること。
- (8) 仮設工作物その他の施設又は看板その他の物件を設置し又は維持すること。
- (9) 自動車、自転車、オートバイ等を乗り入れ又は止め置くこと。
- (10) 上記のほか、管財課長が承認の必要があると認める行為をすること。

(違反者等に対する措置)

第7条 管財課長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為の中止、物件の撤去又は敷地からの退去を求めることができる。

- (1) 第5条の規定に違反した者
- (2) 管財課長の承認を受けずに第6条に規定する行為をした者

(利用の禁止又は制限)

第8条 管財課長は、敷地の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は敷地に関する整備のため、やむを得ないと認められる場合においては、敷地の利用を禁止し又は制限することができる。

(県の機関による専用)

第9条 本庁の課の長（事務局にあっては、当該事務局の課長）又は出先機関の長（公所に置かれた支所等にあっては、当該支所等の長）は、敷地の全部又は一部を専用して利用しようとするときは、一時使用申請書（別記様式第1号）をあらかじめ管財課長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申請があったときは、管財課長は、財産管理上特に支障がない場合にこれを承認するものとし、申請者である本庁の課の長又は出先機関の長に対し、一時使用承認書（別記様式第2号）を交付する。

3 前項の規定により承認を受けた者は、その目的の達成に必要な範囲で第6条各号に定

める行為をすることができる。

- 4 管財課長は、第1項の承認に敷地管理上必要な条件を付することができる。

(県の機関以外の者による専用)

第10条 県の機関以外の者(団体(個人の集合体を含む。))に限る。以下同じ。)は、敷地の全部又は一部を専用して利用しようとするときは、県有財産貸付申込書(規則別記様式第25号)及び元栃木会館敷地利用規約同意書(別記様式第3号)をあらかじめ管財課長に提出し、賃貸借契約を締結しなければならない。

- 2 前項の契約の申込みがあったときは、管財課長は、その内容を審査し、第5条各号に該当し、又は該当するおそれがある場合は、申込みの承諾は行わない。
- 3 第1項の規定により貸付を受けた者は、その目的の達成に必要な範囲で第6条各号に定める行為をすることができる。
- 4 管財課長は、第1項の貸付に敷地管理上必要な条件を付することができる。
- 5 この要領に定めるもののほか、敷地の貸付に関し必要な事項は、栃木県県有財産貸付事務処理要領(平成25年3月28日管第576号)によるものとする。

(利用期間)

第11条 敷地の全部又は一部を専用して利用する場合の期間は、1週間以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管財課長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用予約)

第12条 管財課長は、本庁の課の長又は出先機関の長に対し、翌年度の敷地の専用利用の予約希望を照会し、予約一覧表を作成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本庁の課の長又は出先機関の長は、随時敷地の専用利用の予約をすることができる。
- 3 県の機関以外の者による専用は、原則として、敷地の専用利用を希望する日の属する月の前6月の初日(当該日が閉庁日の場合は、次の開庁日)より、予約受付を行う。ただし、国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体は、敷地の専用利用を希望する日の属する月の前6月以前に行うことができる。
- 4 前2項の予約は、専用利用予約申込書(別記様式第4号)により行うものとし、先着順とする。また、当該予約は第1項の予約一覧表のうち、空きのある日に限り行うことができる。
- 5 第3項の予約の受付は、第10条第2項の規定を準用する。

(申請の受付期間)

第13条 第9条第1項に基づく申請は、随時受け付ける。

- 2 第10条第1項の申込みの受付は、前条第3項の規定に準ずる。また、県有財産貸付申込書は、利用希望日の21日前までに、管財課に提出しなければならない。
- 3 第9条第1項に基づく申請又は第10条1項に基づく申込みは先着順とする。また、当該申請又は申込みに係る期間が、前条の予約と重複した場合には、予約を優先する。

(原状回復の義務)

第14条 敷地の全部又は一部を専用し利用した者は、その利用が終了したとき、又は契約の解除のときにおいて、原則として原状に復して返還しなければならない。ただし、特に承認を受けた場合はこの限りでない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、敷地の管理に関して必要な事項は、管財課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元（2019）年10月1日から実施する。
- 2 県民広場及び栃木会館跡地管理要領（平成31（2019）年4月1日施行）は廃止する。